

2025年2月26日

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ご保有の投資信託の約款変更実施決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、以下対象ファンドの投資対象である「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の約款変更につきまして、2025年1月10日(金)に公告(電子公告)するとともに、同日付の書面にて受益者さまに対しお知らせし、2025年2月25日(火)までご異議のお申し出(異議申立)を受け付けました。

本日、異議申立口数を集計いたしました結果、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託先の変更を行うことについて異議を述べられた受益者さまの受益権の合計口数が、公告日(2025年1月10日(金))時点の「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の受益権総口数の2分の1を超えなかったことから、当初予定どおり約款変更を2025年3月31日(月)付で実施させていただきます。

※「ワールド・リート・オープン マザーファンド」は、複数のファンドの投資対象であるため、各対象ファンドの異議申立が行われた口数をマザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に引き直したものを集計し、マザーファンドにおける異議申立口数を計算しました。

	対象ファンド名
①	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)
②	ワールド・リート・オープン(1年決算型)
③	ワールド・リート・オープン(資産成長型)〈愛称:ワールド・リートN〉
④	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり
⑤	ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり〈愛称:ワールド・リートヘッジN〉
⑥	グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

◆ 本約款変更の概要について

2025年3月31日(月)付で運用指図権限の委託先をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクからシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセツ・エルエルシーに変更いたします。

くわしくは、別紙の「約款の新旧対照表」をご確認ください。

また、本約款変更に伴い、以下の通り対象ファンドの運用管理費用(信託報酬)の引下げを行います。

	対象ファンド名	変更後	変更前
①	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	年率 1.463% (税抜 年率 1.33%)	年率 1.705% (税抜 年率 1.55%)
②	ワールド・リート・オープン(1年決算型)		
③	ワールド・リート・オープン(資産成長型)		
④	ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり		
⑤	ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり		
⑥	グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	年率 1.496% (税抜 年率 1.36%)	年率 1.573% (税抜 年率 1.43%)

◆ 異議申立を行った受益者さまの買取請求について

異議申立を行った受益者さまは、保有している受益権につき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2の規定に基づいて、受託会社に対して買取を請求することができます。

なお、異議申立を行っていない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。

今後とも弊社投資信託をお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-759318**

【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

お客様のお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

約款の新旧対照表

ワールド・リート・オープン マザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p align="center">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。</p> <p>② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。</p> <p>③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ <u>運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセツ・エルエルシー</u>に運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑥ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p align="center">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。</p> <p>② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。</p> <p>③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥ <u>運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク</u>に運用の指図に関する権限を委託します。<u>また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。</u></p>
<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第13条 委託者（第15条に規定する運用権限委託先を含みます。以下、第14条、第16条、第18条、第20条第3項第3号、第24条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第13条 委託者（第15条に規定する運用権限委託先および<u>運用権限再委託先</u>を含みます。以下、第14条、第16条、第18条、第20条第3項第3号、第24条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>(運用の権限委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を次の者（運用権限委託先といいます。以下同じ。）に委託します。</p> <p>商号：<u>シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセツ・エルエルシー</u></p> <p>所在地：<u>Radnor, Pennsylvania, USA</u></p> <p>② 運用権限委託先が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則</p>	<p>(運用の権限委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を次の者（運用権限委託先といいます。以下同じ。）に委託します。</p> <p>商号：<u>モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク</u></p> <p>所在地：<u>米国ニューヨーク州ニューヨーク市</u></p> <p>② 運用権限委託先が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>として、毎年6月および12月の10日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬の合計額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年<u>1万分の30</u>以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p><u><削除></u></p> <p><u><削除></u></p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。</p> <p>⑤ 前2項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびこの信託の名称を変更することができます。</p>	<p>として、毎年6月および12月の10日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬の合計額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年<u>1万分の60</u>以内の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>③ <u>運用権限委託先は、委託を受けた運用の指図に関する権限のうち次の各号に掲げる委託内容に応じて、当該各号に掲げる者（運用権限再委託先といいます。以下同じ。）に更に委託することができます。</u></p> <p>1. <u>商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>所在地：英国ロンドン市</u> <u>委託内容：欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図（調査、分析、執行、管理、ミドルオフィスおよびバックオフィスサービスを含みますがこれに限定されず、委託された業務を実行するために必要なサービスも含みます。）</u></p> <p>2. <u>商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー</u> <u>所在地：シンガポール共和国シンガポール市</u> <u>委託内容：アジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図（調査、分析、執行、管理、ミドルオフィスおよびバックオフィスサービスを含みますがこれに限定されず、委託された業務を実行するために必要なサービスも含みます。）</u></p> <p>④ <u>運用権限再委託先が受ける報酬は、第2項の規定に基づいて運用権限委託先が受ける報酬から、原則として、運用権限委託先と運用権限再委託先との間で別に定める取り決めに基づいて支弁されるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。</u></p> <p>⑤ 第1項および第3項の規定にかかわらず、第1項および第3項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>⑥ 第1項および第3項の規定にかかわらず、第1項および第3項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。</p> <p>⑦ 前2項に基づき、第1項および第3項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項および第3項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびこの信託の名称を変更することができます。</p>

以上